

○厚生労働省告示第四百三十七号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	登録をした日
一七七	株式会社再春館安 心安全研究所	熊本県熊本市中 央区本荘三丁目 二番一九号	熊本県熊本市中 央区本荘三丁目 二番一九号	理化学試験	平成二十四年 七月十日